組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月十二日

愛知県瀬戸市日の出町二五番地

合資会社山初栗田商店

代表社員　栗田　亦介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月十二日

名古屋市中川区新家三丁目一四一〇番地

合同会社柔気

代表社員　平光　竜也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月十二日

兵庫県三田市駅前町八番四〇号

平野合名会社

代表社員　平野康太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千二百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年八月十二日

千葉県八街市小谷流六二四番地

株式会社小谷流美術館

代表取締役　芦田　幸一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年八月十二日

千葉市若葉区谷当町七〇番地

有限会社カネオヤ

代表取締役　金親　博榮

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月十五日であり、株主総会の決議は、平成二十八年八月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年八月二日

掲載頁　五十五頁（号外第一七一号）

平成二十八年八月十二日

東京都千代田区外神田三丁目四番一〇号

株式会社Ａｃｕｚ

代表取締役　頴下　崇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月二十日であり、株主総会の決議は平成二十八年八月三十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月五日

掲載頁　四十五頁（号外第一四九号）

平成二十八年八月十二日

東京都豊島区高田三丁目一九番一〇号

株式会社ヤマハミュージックメディア

代表取締役　須田　直治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十八年八月二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年八月十二日

福井県鯖江市下河端町一六字一六番地一

有限会社ケーツー

代表取締役　北山三枝子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年九月十三日であり、株主総会の決議は平成二十八年八月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年八月十二日

岐阜県関市下有知一六四八番地の一

有限会社長良観光バス

代表取締役　山田　康祐

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

減少する金額全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月六日

掲載頁　六十二頁（号外第一五〇号）

平成二十八年八月十二日

三重県伊賀市上野魚町二九〇五番地

石橋株式会社

代表取締役　石橋　正行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年八月十二日

三重県志摩市大王町波切三二一一番地一一

合同会社ルミネクス伊勢志摩

代表社員　濱口　繁治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年八月十二日

名古屋市中区大井町五番二五号

有限会社伸和

代表取締役　河井　利夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年七月二十一日

掲載頁　七十頁（号外第一六一号）

平成二十八年八月十二日

愛知県豊橋市神野ふ頭町一〇番地の一

豊橋埠頭株式会社

代表取締役　石川　昌司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年八月十二日

名古屋市中区大井町五番二五号

有限会社伸和

代表取締役　河井　利夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kessan.info/2504311l.html

平成二十八年八月十二日

茨城県水戸市南町二丁目五番五号

常陽施設管理株式会社

代表取締役　冨田　勝身

準備金の額の減少公告

当社は、平成二十八年九月二十三日を効力発生日とする常陽コンピューターサービス株式会社、株式会社常陽クレジット、株式会社常陽産業研究所、常陽信用保証株式会社及び株式会社常陽リースそれぞれとの株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この資本準備金の額の減少は、本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものであることから、資本準備金の額の減少の効力が生ずる日後の資本準備金の額が、当該日前の資本準備金の額を下回ることはありません。

そのため、この資本準備金の額の減少は、会社法第四四八条第三項に基づき、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。